

エコアクション 21

環境経営レポート

株式会社 新井整毛所

2024 年度(2023.9.1～2024.8.31)

《目次》

I. 環境方針	p. 2
II. 事業概要	p. 3～4
III. 組織図	p. 5
IV. 環境目標とその実績	p. 6
V. 環境活動計画,その取組結果とその評価、次年度の取組内容	p. 6～8
VI. 環境関連法規制等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	p. 8～9
VII. 代表者による全体評価と見直しの結果	p. 9

株式会社 新井整毛所

代表取締役 新井栄一

発行日 2024 年 11 月 1 日

(認証・登録日：2007.2.27)

I. 環境方針

【基本理念】

「繊維の町」として栄えた足利市の産業を礎に、株式会社新井整毛所は、半世紀にわたる繊維のリサイクルを通して、環境にやさしい商品の技術的向上に邁進し、当社の産業廃棄物の収集運搬等を含めたすべての事業活動において、“かけがえのない地球を守る”ために、環境に対する負荷の軽減に企業を挙げて取り組み、循環型社会の構築に向けて努力いたします。

【基本方針】

株式会社新井整毛所は、環境にやさしい社会と自然との共生・調和の実現を目指し、環境負荷への削減を図る為に、環境マネジメントシステムを推進し、以下の通り全従業員を挙げて取り組みます。

1. 環境関連法規・条例及びその他の要求事項を遵守し、環境社会の向上に努めます。
2. 環境への影響を的確にとらえ、環境改善活動に自主的・積極的に取り組み、継続的な環境負荷の低減を図ります。
3. 当社の事業活動に伴う環境影響を考慮し、以下の項目を重点テーマとして取り組みます。
 - ①発生する廃棄物の削減及びリサイクルの推進
 - ②エネルギー使用量の削減による地球温暖化への抑制
 - ③水使用料の現状維持
 - ④グリーン購入の推進
 - ⑤繊維リサイクルの推進
4. 地域社会との連携を図り、地域環境活動に参加します。
5. 環境方針の達成の為に目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組みます。
6. 環境方針を全従業員に周知徹底するとともに、環境活動レポートを作成し、社外にも公表します。

制定日 2007 年 10 月 1 日

改定日 2020 年 9 月 1 日

株式会社 新井整毛所

代表取締役 新井 栄一

Ⅱ．事業概要

1. 事業者及び代表者名

株式会社 新井整毛所

代表取締役社長 新井栄一

2. 所在地及び電話番号（認証・登録範囲）：全組織・全活動

本店 〒326-0321 栃木県足利市梁田町 529 番地

TEL 0284-71-2727 FAX 0284-71-2690

支店 〒374-0066 群馬県館林市大街道 2-3-33

TEL 0276-72-1434

3. 設立年月日 1960 年 3 月 17 日

4. 事業内容（認証・登録対象活動範囲）

一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬及び繊維リサイクル加工・販売

5. 事業規模

資本金 10,000,000 円 売上高区分 A(5 億円未満)

従業員数 9 名

産業廃棄物収集運搬業

許可番号 群馬県 1000050818

許可取得 H14 年 12 月 18 日

有効期限 R9 年 10 月 17 日

種類 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、

がれき類（以上 9 種類）

許可番号 栃木県 0900050818

許可取得 H4 年 10 月 6 日

有効期限 R9 年 10 月 5 日

種類 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、

がれき類（以上 9 種類）

許可番号 埼玉県 1104050818

許可取得 R6 年 10 月 17 日

有効期限 R11 年 10 月 4 日

種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び
陶磁器くず、がれき類（以上 8 種類）

一般廃棄物の収集運搬業

許可番号 足利市指令産ク第 10 号

許可取得 2005 年 4 月 19 日

有効期限 2025 年 4 月 18 日

6. 施設の状況

車両台数 9tトラック 1 台、4tトラック 3 台、3.5tトラック 2 台
塵芥車 2 台、脱着装置着コンテナ専用車 3 台、三方締金属プレス機

7. 受託した産業廃棄物の収集運搬量(2023 年 9 月～2024 年 8 月)

※マニフェスト記載分

廃プラスチック類 110.34t

8. 受託した一般廃棄物の収集運搬量(2023 年 9 月～2024 年 8 月)

一般廃棄物 56.89t

9. 受託した再生資源物の運搬量(2023 年 9 月～2024 年 8 月)

鉄屑 6,102.70t 紙屑 2,175.48t

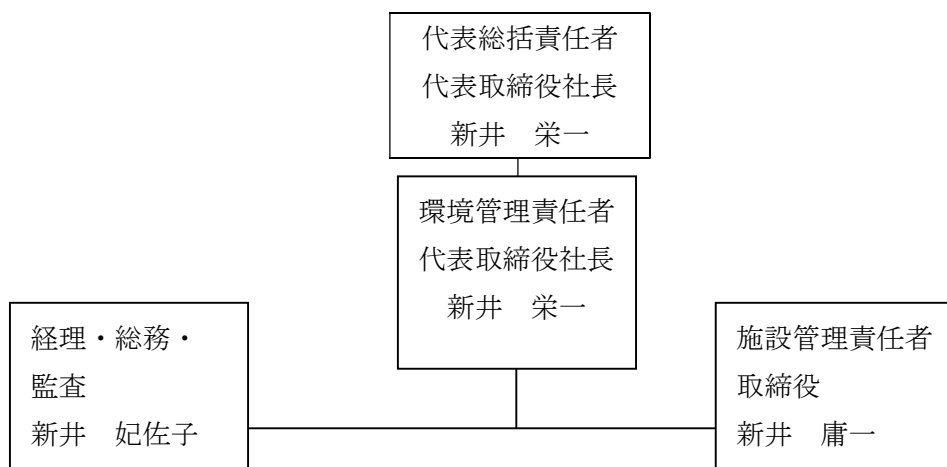
10. 環境保全関係責任者及び連絡先

環境管理責任者 新井栄一

連絡先 TEL 0284-71-2727

FAX 0284-71-2690

Ⅲ．組織図



職名	役割
代表総括	新井 栄一 ・環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には、現在の責任に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ・エコアクション 21 の構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器設備・技術技能を含む）を準備する。 ・環境方針を制定する。 ・エコアクションの構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめシステム全体の見直しを行い、必要に応じ改正を指示する。
環境管理	新井 栄一 ・構築、運用に関する情報提供 ・従業員に対するマニュアル指導、問題解決の対策、検討、指示 ・外部情報に対する対策処理
施設管理	新井 庸一 ・敷地全体の清掃管理、不具合の処理 ・機械の安全管理
経理総務 (事務局)	新井 妃佐子 ・事務所内の発生ゴミのチェック ・電気、水道、燃料使用料のチェック、取りまとめ ・事務全般
環境委員会	・3ヶ月に1回を目安に環境管理責任者が召集する。栄一、庸一、妃佐子は環境目標の設定、環境活動計画の策定及び進捗管理について協議する。環境管理責任者が必要と認めたものは出席することができる

IV. 環境目標とその実績

当社における 2020 年度の実績を基準とし、
2021 年度～2024 年度までの目標を定め活動を開始した。

環境目的	実施項目	単位	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
			実績	目標	実績 (評価)	目標	実績 (評価)	目標	実績 (評価)	目標	実績 (評価)
CO2 排出 量の削減	電力の削減	kwh	53,156	前年 以下	51,873 ○	前年 以下	42,539 ○	前年 以下	34,701 ○	前年 以下	25,604 ○
	軽油使用 の削減	L	36,331	同上	35,660 ○	同上	35,955 ▲	同上	37,192 ▲	同上	37,047 ○
	CO2 排出 量削減	kg	128,022	同上	124,983 ○	同上	120,625 ○	同上	119,808 ○	同上	115,634 ○
一般廃棄 物(自社) の削減	廃棄物	袋	12	同上	12 -	同上	12 -	同上	12 -	同上	12 -
総排水量 の削減	使用の削減	m3	45.8	同上	46.8 ▲	同上	45.2 ○	同上	47.0 ▲	同上	54.8 ▲
反毛 1 本 に対する 電気使用 量	—	kwh/ 本	23.7	同上	23.8 ▲	同上	25.7 ▲	同上	27.2 ▲	同上	25.7 ○

※二酸化炭素排出係数は、東京電力(株) 2016 年度調整後の 0.474kg-CO2/kwh を使用しています。

※電気の削減に関する目標の数値は可動実績より算出。

※前年比から減少できた数値には○増加した数値には▲

※一般廃棄物(自社)の削減に関しては 2021 年度より一般廃棄物排出量等の 5%を目安とする。

※2025 年に関しても全項目、引き続き前年以下を目標と致します。

V. 環境活動計画,その取組結果とその評価,次年度取組内容

環境経営計画の実施状況

1. 二酸化炭素排出量の削減

取組を引き続き次のように計画して実行した。

① 照明・PC電源不要時のOFFの推進

引き続き、退室時の電気の消灯、室内照明の減灯に心がける。

② エアコン清掃の実施

フィルター清掃。

③ エコドライブ推進

アイドリングをやめ、エアコン使用を控え、配車のムダをなくし計画的な走行を心がける。

④ トラック・社用車の点検・整備

適正な空気圧の設定。燃費向上の為、引き続き各自が意識を持って取り組む。

⑤ その他

引き続き環境に配慮した生産効率の向上を目指します。

2. 廃棄物の削減

取組を引き続き次のように計画して実行した。

① 分別ルール of 徹底 (3R 推進)

紙類は有価物としてリサイクル。

② 再生利用ルートの確保

発生廃棄物の分別の細分化と再資源化の推進。

③ 産廃業者との契約書の確立

契約書を確立するように努めた。

④ マニフェストの管理方法の確立

⑤ 裏紙使用ルールの徹底

使用済み FAX 用紙等をメモ用紙として活用。

⑥ その他

引き続き、ごみの分別徹底を図り減量に努めていきたい。

3. 総排水量の削減

取組を引き続き次のように計画して実行した。

① 毎月のメーターを確認する

メーターを確認することにより漏水等を未然に防ぐ。

4. グリーン購入の推進

取組を引き続き次のように計画して実行した。

① 購入品の選定

状況を把握する。

② 再生紙の購入

再生紙の購入を心がける。

5. 繊維リサイクルの推進

取組を引き続き次のように計画して実行した。

① お客への分別徹底

繊維以外の物の混入を避けるため協力の依頼をお願いした。

② 再生利用ルートの確保

HP の周知や公共広告等への宣伝。

6. 化学物質の管理の徹底

① 静電気防止剤の管理

直射日光を避け換気の良い暗所に保管する。

② SDS の使用

製品安全データシートを使用して見直しがあるか確認した。

VI. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当社の事業活動が規制を受ける

- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・道路運送車両法
- ・下水道法
- ・浄化槽法
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・消防法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・計量法

9月1日に遵守の確認をいたしました。

又環境関連法規への違反はありません。なお関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません。同様に訴訟もありませんでした。

VII. 代表者による全体評価と見直しの結果

代表者による全体評価と見直しの結果

- ・昨年同様、多くの箇所に現状維持が見られました。引き続き、従業員の教育やセミナーへの積極的な参加を心がけます。また、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等を目指します。